

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当・特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、児童手当・特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当法に基づく受給資格者等の管理 ②支給額の決定及び支払 ③認定請求の処理 ④現況届の処理 ⑤その他の届出等の処理 ⑥保育料・給食費の特別徴収 ⑦情報提供ネットワークシステムを介した情報連携
③システムの名称	Acrocity児童手当 中間サーバー MICJET番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条8号、別表第二の74,75の項 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条8号、別表第二の26,30,87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芝山町総務課行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝山町福祉保健課 子育て支援係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3914

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ-2 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成27年9月30日 時点	令和1年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項 別表第一の56の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の26、30、87項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第19、44条 【情報照会の根拠】 1.番号法 ・第9条第7号 別表第二の74、75の項 2.別表第二省令 ・第40条	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条7号、別表第二の74.75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月26日内閣府・総務省令第7号) 第40条、第40条の2 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条7号、別表第二の26.30.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健課長 文違 正己	福祉保健課長	事後	人事異動の反映による修正
令和1年6月28日	Ⅱ しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	なし	「Ⅳ リスク対策」とおり	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年7月21日	Ⅱ しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月21日	Ⅱ しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の56の項	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条7号、別表第二の74.75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月26日内閣府・総務省令第7号) 第40条、第40条の2 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条7号、別表第二の26.30.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条8号、別表第二の74.75の項 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条8号、別表第二の26.30.87の項	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	